

大鰐町の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(備考) 18年度の人件費率
19年度	人 12,115	千円 5,079,325	千円 △21,556	千円 1,053,458	% 20.7	% 21.1

(注) 人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計）

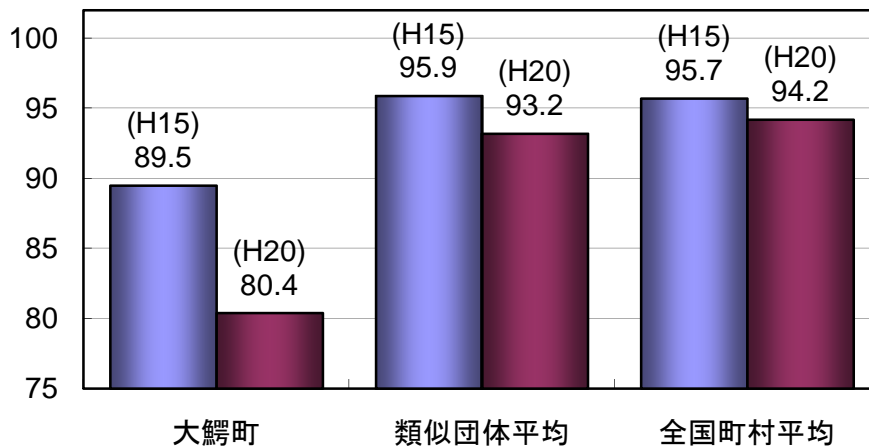
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 118	千円 453,242	千円 44,406	千円 176,504	千円 674,152	千円 5,713	千円 5,833

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成20年については、公表準備が整い次第更新いたします。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成19年4月1日現在)

80.4

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大 鰐 町	46.3歳	289,900円	309,573円	310,227円
青 森 県	44.3歳	350,300円	420,914円	386,108円
国	41.1歳	325,113円	—	387,506円
類 似 団 体	43.8歳	325,488円	363,810円	352,770円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大鰐町	55.9歳	10人	279,400円	305,238円	420,767円	—	—	—	—
うち用務員	57.5歳	3人	288,600円	317,733円	393,133円	用務員	53.9歳	225,900円	1.41
うち運転技能員	55.6歳	3人	281,700円	309,795円	381,250円	自家用自動車運転者	51.9歳	195,200円	1.59
うちその他技能労務職	54.8歳	4人	270,700円	292,450円	396,670円	—	—	—	—
県	46.5歳	552人	315,700円	361,011円	341,241円	—	—	—	—
国	48.9歳	4,784人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—
類似団体	49.1歳	11人	287,299円	308,279円	300,830円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年 収 ベ ー ス (試 算 値) の 比 較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大鰐町	—	—	—
うち用務員	5,812,572円	3,227,400円	1.8
うち運転技能員	5,192,747円	2,570,000円	2.02
うちその他技能労務職	4,903,457円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大 鰐 町	38.5歳	265,800円	298,502円	316,244円
青 森 県	—	—	—	—
国	37.8歳	284,331円	—	321,089円
類 似 団 体	42.7歳	305,377円	344,880円	316,001円

(注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

区 分	大 鰐 町	青 森 県	国	
一般行政職	大学卒	160,146円	168,756円	172,200円
	高校卒	130,293円	137,298円	140,100円
技能労務職	高校卒	127,596円	132,888円	—
	中学卒	120,156円	121,030円	—

(注) 大鰐町及び青森県では、職員の給与の減額措置を実施しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(20年4月1日現在)

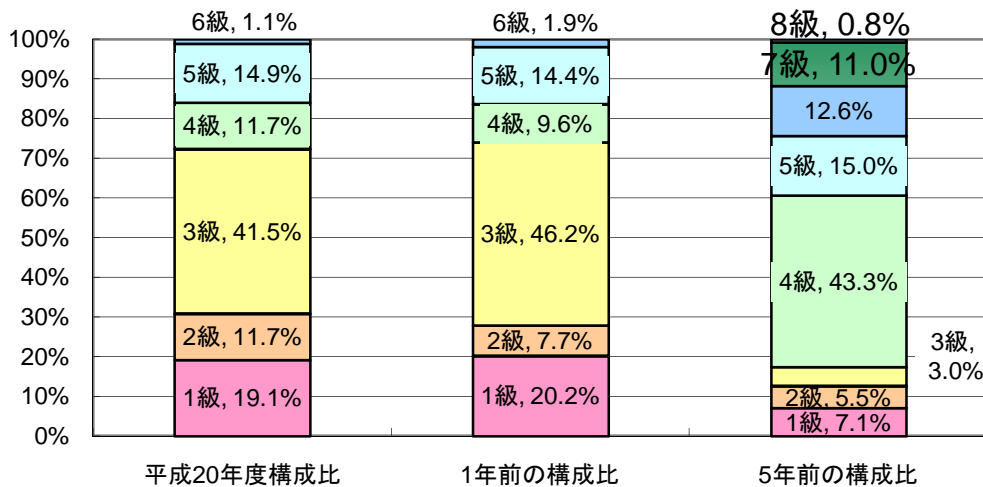
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数25年	
一般行政職	大学卒	220,200円	285,000円	334,500円
	高校卒	—	211,600円	308,700円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	18人	19.1%
2級	主査	11人	11.7%
3級	主幹、係長、主任主査	39人	41.5%
4級	課長補佐の業務	11人	11.7%
5級	課長	14人	14.9%
6級	総務課長、会計管理者	1人	1.1%

- (注) 1 大鰐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級から6級に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大鰐町	青森県	国
1人あたり平均支給額(19年度) 1,572千円	1人あたり平均支給額(19年度) 1,845千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 2.95月分 勤勉手当 1.45月分 (1.55)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 2.95月分 勤勉手当 1.45月分 (1.55)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

大 鰯 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
最高限度額	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	21,224千円				

(3) 地域手当

支給実績（19年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	—	—	—

大鰯町では地域手当の制度を導入していません。

(4) 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		54千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（19年度決算）		54,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）		0.8%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右の業務に従事した職員	感染症が発生し、又は発生の恐れがある場合の感染者等の救護又は感染症の病原体の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	1日500円

(注) 平成21年4月1日から火葬作業手当を廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	3,101千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	26千円
支給実績（18年度決算）	1,397千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	12千円

(6) その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)				
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ	—	13,839 千円	117,280 円				
	配偶者					13,000 円			
	配偶者以外					1 配偶者無	11,000 円		
						2 配偶者有	6,500 円		
2 人目以降	6,500 円								
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に加算となる額 1人につき	5,000 円							
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員に支給	異なる	国は自宅所有の場合、新築購入後5年経過まで2,500円	3,978 千円	33,712 円				
	自宅所有（新築・購入後の年数にかかわらず）					3,000 円			
	借家・借間（支給限度額）	27,000 円							
通勤手当	通勤のため自動車や電車などを利用している職員に支給	同じ	—	3,128 千円	26,508 円				
	交通機関利用者（支給限度額）					55,000 円			
	自動車等利用者					片道2 km以上 5 km未満	2,000 円		
						片道5 km以上 10 km未満	4,100 円		
						片道10 km以上 15 km未満	6,500 円		
						片道15 km以上 20 km未満	8,900 円		
						片道20 km以上 25 km未満	11,300 円		
						片道25 km以上 30 km未満	13,700 円		
						片道30 km以上 35 km未満	16,100 円		
						片道35 km以上 40 km未満	18,500 円		
						片道40 km以上 45 km未満	20,900 円		
						片道45 km以上 50 km未満	21,800 円		
						片道50 km以上 55 km未満	22,700 円		
						片道55 km以上 20 km未満	23,600 円		
						片道60 km以上	24,500 円		
						管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給	/	/
総務課長		25,000 円							
課長級（総務課長以	20,000 円								
副参事	15,000 円								
	施設の長	11,000 円							
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同じ	—	7,695 千円	65,212 円				
	経過措置適用職員					世帯主 扶養親族3人以上	17,800 円		
						扶養親族1～3人	17,800 円		
						扶養親族なし	10,200 円		
						その他の職員	7,360 円		
	経過措置が適用されない職員					世帯主 扶養親族あり	17,800 円		
扶養親族なし		10,200 円							
	その他の職員	7,360 円							

(注) 平成20年4月1日から管理職手当を定額制とした。

5. 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	408,000 円 (680,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 385,000 円	
	副市町村長	326,400 円 (544,000 円)	679,000 円 / 380,800 円	
報 酬	議長	207,000 円 (230,000 円)	326,000 円 / 223,000 円	
	副議長	185,400 円 (206,000 円)	269,000 円 / 173,000 円	
	議員	180,000 円 (200,000 円)	250,000 円 / 152,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(19年度支給割合) 6月期 (1.6月分) 12月期 (1.7月分) 計 3.3月分 (役職加算20%)		
	議長 副議長 議員	(19年度支給割合) 6月期 (1.6月分) 12月期 (1.7月分) 計 3.3月分 (役職加算20%)		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給料月額×45.5/100×在職月数	8,911 千円	任期ごと
備 考		給料月額×26.5/100×在職月数	4,152 千円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

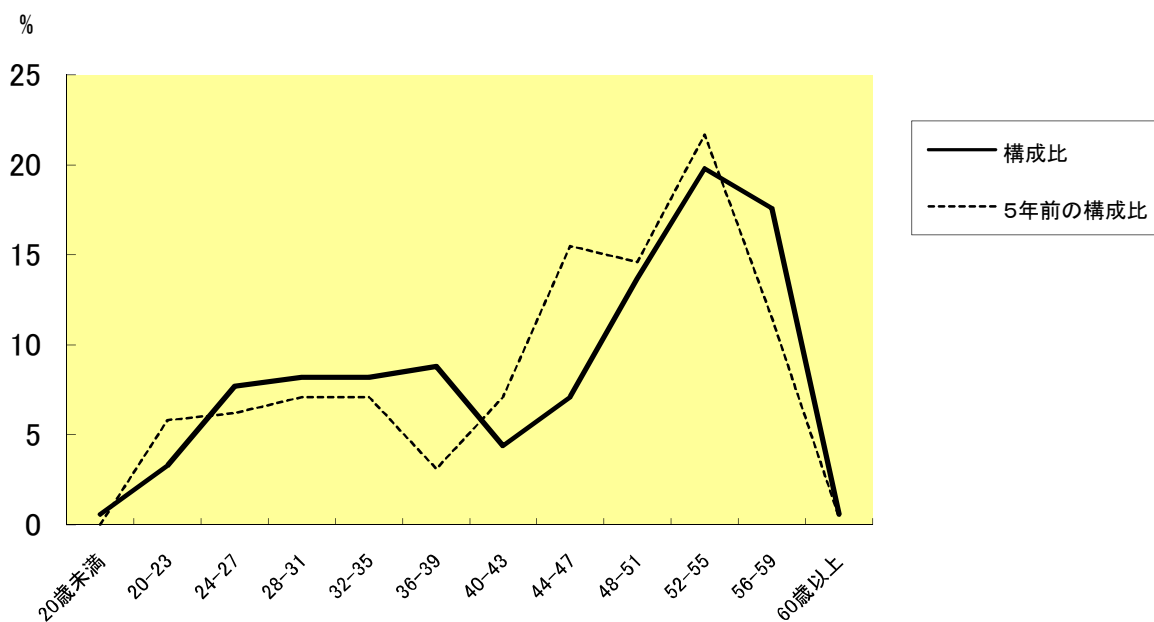
6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成19年度	平成20年度			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3		
		総 務	33	30	△3	事務の統廃合縮小による減
		税 務	10	10		
		民 生	21	13	△8	保育所の民間委託による減
		衛 生	10	10		
		農林水産	11	11		
		商 工	4	4		
		土 木	9	9		
	計	101	90	△11	<参考> 人口1万人当たりの職員数 74.29人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 97.93人)	
	教育部門	17	15	△2	事務の統廃合縮小による減	
小計	118	105	△13	<参考> 人口1万人当たりの職員数 86.67人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 119.39人)		
公営企業等会計部門	病院	68	63	△5	欠員不補充による減	
	下水道	4	4			
	その他	13	11	△2	事務の統廃合縮小による減	
	小計	85	78	△7		
合 計		203	183	△20	<参考> 人口1万人当たりの職員数 151.05人 〔262〕〔262〕	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上
職員数	1人	6人	14人	15人	15人	16人	8人	13人	25人	36人	32人	1人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
215人	199人	16人	7.4%

(参考) 大鰐町定員適正化計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	16人(7.4%)の純減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	111	104	101	90			—	104
	増減		△7	△3	△11			△21 (△18.9)	△7 (△6.3)
教育	職員数	21	18	17	15			—	18
	増減		△3	△1	△2			△6 (△28.6)	△3 (△14.3)
消防	職員数	—	—	—	—			—	
	増減								
公営企業 等会計	職員数	83	85	85	78			—	85
	増減		2	0	△7			△5 (△6.0)	2 (2.4)
計	職員数	215	207	203	183			—	207
	増減		△8	△4	△20			△32 (△14.9)	△8 (△3.7)

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。